

平成 30 年 12 月 3 日

災害復旧応援資金（台風 21 号）にかかる取扱期間の一部延長について

平成 30 年 9 月の台風 21 号により被災された皆様方に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

三重県下 J A バンクでは、被災された農業者の皆さまに少しでもお役に立てるよう、農業復旧にかかる災害復旧応援資金の取扱期間を下記のとおり延長することとしましたのでご案内いたします。

記

1. ご利用いただける方

今回の台風 21 号により被害を受けられた三重県内の組合員をはじめ J A とお取引のある方

2. 災害復旧応援資金の内容

(1) 資金使途・借入金額・借入期間

資金使途	借入金額	借入期間
農業復旧（機械・設備）	1,000万円以内	10年以内 （うち据置1年以内）
農業復旧（運転）	300万円以内	5年以内 （うち据置1年以内）

※借入利率につきましては、下記相談窓口にご確認ください。

(2) 担保・保証

保証については、三重県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。その場合、所定の保証料が必要となります。

3. 取扱期間

平成 30 年 9 月 5 日（水）から平成 31 年 3 月 5 日（火）まで※

※当初の取扱期間である平成 30 年 12 月 5 日から 3 ヶ月間延長いたしました。